

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社グループは、1. 顧客中心主義:お客様の要望を常に重視し、顧客満足度の高い製品とサービスの提供を最優先に行います。2. スピード重視:企業競争の源泉としてのスピードを重視し、経営の意思決定から実践までスピードを重視して取り組みます。3. 徹底した品質の追求:当社が提供する製品とサービスは、お客様が満足するまで妥協せず徹底的に高品質を追求いたします。4. 情報管理と情報開示:お客様の機密情報、個人情報等の管理を徹底し信頼を得ると共に、適正な企業評価を得られるよう必要な当社内部の情報は開示いたします。5. 法令遵守:コミュニティの一員として法令を遵守し、高い企業倫理を目指します。という企業理念のもと企業経営を行ってまいります。この理念を追求することが、会社の価値を高め、結果、利害関係者及び投資家の権利を重視し、その利益を最大化することにつながると信じております。

特に、適切な情報開示とコンプライアンスの遵守は、これを実行することにより利害関係者、特に投資家が投資判断をするに当たり十分な情報を提供し、安心して投資できることを心がけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
LI-CHUN LO	368,600	20.65
SEN-CHOU LO	162,000	9.07
日本証券金融株式会社	155,900	8.73
田中 俊輔	132,000	7.39
株式会社SBI証券	102,600	5.75
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJ JAPAN	46,499	2.60
BNY GCM CLIENT ACCOUNT MPCJ JPRD AC ISG(FE-AC)	35,101	1.97
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS—MARGIN(CASH PB)	29,100	1.63
柿内 一浩	25,600	1.43
CHU CHAO KANG	20,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

12 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
李 欣欣	他の会社の出身者											
落合 洋司	弁護士											
渡邊 雅文	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
李 欣欣	○	SBI&Capital 22 Inc. 代表取締役	コーポレートファイナンスやアジアにおける事業展開をする上でのコンプライアンス等の豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かして頂くことを期待し、選任しております。 また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。
落合 洋司	○	弁護士 泉岳寺法律事務所 所長 東海大学実務法学研究所 法科大学院 特任教授 株式会社ウエブクルー 監査役	コーポレートガバナンスの強化のために、会社法等諸法令に精通し、高い見識を生かして頂くことを期待し、選任しております。また、独立役員に指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。

渡邊 雅文	○	公認会計士 渡邊雅文公認会計士事務所 所長 みらい証券株式会社 監査役	コーポレートガバナンスの強化のために、会計制度に精通し、過去の経験を生かして頂くことを期待し、選任しております。また、独立役員に指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人及び監査役並びに内部監査室のそれぞれの監査の有効性及び効率性を高めるために、各監査人は、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係の元で適切な連携を図っております。適切な連携のためには、三者間の有効なコミュニケーションが不可欠であり、監査上必要な事項について、情報提供と意見交換を行うことが必要と考えております。このため、監査役及び内部監査室からは、取締役及び取締役会での各役員の業務執行に関する事項を含めた日常の業務監査で得た情報を会計監査人に伝え、会計監査人は、会計監査で得た情報を監査役、内部監査室へ伝えることにより、それぞれの監査の品質を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
光岡 誠治	他の会社の出身者													
本郷 喜千	他の会社の出身者													
石津 健鳳	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

光岡 誠治	○	株式会社ユビキタス 常勤監査役	ソフトウェア業界に関する豊富な知識と経験に 基づく視点を生かした監査を期待し選任して おります。また、独立役員として指定した理由は、 当社との関係において十分独立性が確保され ており、一般株主との利益相反が生じる恐れが ないと判断したためであります。
本郷 喜千	○	インディバ株式会社 代表取締役社長	法務に関する過去の経験を監査に生かすこと を期待し選任しております。また、独立役員とし て指定した理由は、当社との関係において十 分独立性が確保されており、一般株主との利 益相反が生じる恐れがないと判断したため であります。
石津 健鳳		石津税理士事務所	コーポレートガバナンスの強化のために、諸税 金の制度に精通し、過去の経験を生かすこと を期待し、選任しております。また、独立役員とし て指定した理由は、当社との関係において十 分独立性が確保されており、一般株主との利 益相反が生じる恐れがないと判断したため であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する確定報酬以外の新株予約権の付与は、当社の業績向上に対する意欲を高め、士気を鼓舞するためであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

該当付与者へのストックオプションを付与は、付与者と当社の株主との会社に関する利害を共有化することにより、企業価値の向上をグループ全体として指向することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役については、社外取締役を除いた報酬総額を開示しております。監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示しております。また、社外取締役および社外監査役についても、同様に報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議より取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および各監査役報酬額は、取締役については取締役会の決議に基づいて社長が決定し、監査役については監査役会により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役には、すべての取締役会において、その報告内容、決議内容について十分に理解して頂くため、事前に取り締役会資料の配付を実施しております、また、社外監査役に関しては、必要に応じて、コーポレートコントロール本部、内部監査担当がサポートする体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会・取締役

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、当社の業務執行を決定し取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。各社内取締役は、代表者と営業担当、開発担当、管理担当と会社の各機能を管理する者により構成されており、さらに、社外取締役を1名選任することにより、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制をとれるように心がけております。

平成24年12月期、平成25年12月期の取締役会の開催は、それぞれ13回、14回開催され、平成26年12月期は、12月31日までに16回開催されており、それぞれ活発な意見等が交わされております。

監査役会・監査役

当社は、会社法及び関連法規に基づき監査役会設置会社となっております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、それぞれ営業活動、法的規制、管理業務の精通したものが就任しており、それぞれの過去の経験を生かしたうえで、当社の監査を実施しております。企業統治に関しましては、取締役会で決定された、企業統治の整備状況と取締役が行う職務の執行を含む日常の業務執行状況を監視することを通して、企業統治が十分機能していることを確認しております。監査役は、株主総会及び取締役会への出席や、取締役、従業員及び内部監査人からの報告及び会計監査人との情報交換を通じ、また、当社の業務の状況の直接確認と海外子会社往査などにより、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、グループ全体でも比較的小規模な組織であるため、委員会制度等の導入は実施しておらず、取締役会において機動的な意思決定及び監査役及び監査役会における監督機能が十分に発揮できると考え、現在の機関形態を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日と避けるとともに、出席しやすい場所を確保する予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外株主については英文の要約を添付することにより、招集通知の記載内容について理解を容易にすることを実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、第2四半期および通期の決算発表において、定期的に決算発表会を開催します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに第2四半期および通期の決算発表において、定期的に決算発表会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等々を掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRIに関する部署はコーポレートコントロール本部です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上場会社に求められている情報開示、特に適時開示につきましては規則を制定し、社内に理解と徹底の働きかけを行っております。 上場後はこのルールに則り、必要な情報はタイムリーに提供いたします。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するために、平成26年4月18日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。現状におきましては、この遂行のために、内部統制システムを以下のとおりの運用しております。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当会社におけるコンプライアンス体制の基盤となる企業行動憲章を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底しております。

(b)会社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員長を取締役の中から任命しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当会社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにしております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)適切なリスク管理を行うために、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めております。

(b)会社全体におけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門にリスク管理責任者を定め、その統括責任者を取締役の中から任命しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするために、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。

(b)職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規則に基づく組織機構の変更を行うことができる。

e 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)従業員が業務を行うに当たり企業行動憲章を法令及び定款と共に遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。

(b)当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報に関する内部体制を整備し、取締役、従業員及び関係者からの報告体制を整える。

(c)会社組織及び社内の各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

f 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助するため、当会社の従業員の中から各業務に精通した者を配置することができる。

g 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

(a)前号の監査役の職務を補助する従業員に係る諸事項の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとしております。

(b)監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

h 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明しております。

(b)取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとしております。

(c)監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会勢力との取引排除に向けた基本的考え方

は、反社会的勢力対策規程において、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針を定め、その排除に努めております。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

・「反社会的勢力対策規程」により、全従業員へ、その目的と当社の基本方針を明確に示す。

・上記、基本方針を堅持するために、担当責任部署としてコーポレートコントロール本部、担当責任者としてコーポレートコントロール本部長を割当、任命しております。

・取引先、当社役員・従業員等に関して、反社会勢力との関係の有無について、取引先等に関しては、取引開始前及び定期的に、役員、従業員については、就任前及び定期的に調査しております。

役員、従業員に対して、反社会的勢力の排除の内容及び対処方法を理解させるために、啓蒙活動を実施する予定であります。

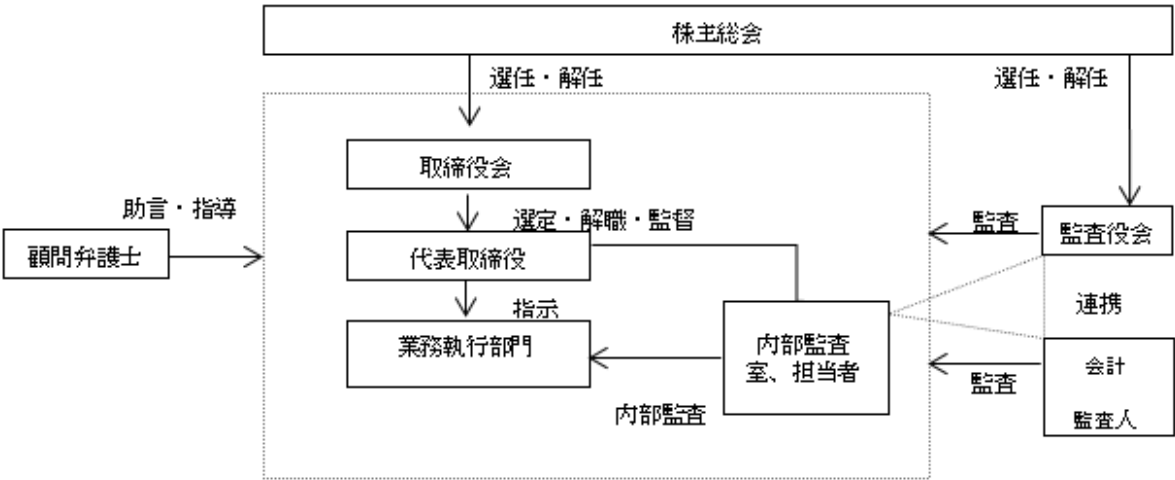
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

